

地域計画(案)

策定年月日	令和6年3月25日
更新年月日	令和7年3月27日 (第1回変更)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	但東町 ^{オクフジク} 奥藤区 (奥藤)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

別紙1

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

奥藤集落は、昭和51年から54年にかけて奥藤土地改良区により団体営ほ場整備事業(20.5ha:その内奥藤分約14.6ha)、標準区画概ね20aの整備を行っている。しかし、中山間の山際・谷筋地域であるため、整備後も10a未満のほ場や不整形田も多い。さらに、谷筋の奥の方は、土地改良のできない不整形田が多く残っている。

灌漑は、自然取水方式であり、取水口や用水路の管理、農道補修や排水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持管理や獣害対策に多大な労力を要している。用排水路の泥上げは、集落内の日役で行っており、非農家の土地所有者も協力的である。また、耕作地に隣接する農道、県・市道の法面、河川の法面、農道部分の畦畔は、農業者のみで管理している。その他、水路・農道の補修は、水利組合が担っている。

当該集落区域内の水稻栽培は、全体で約11.5haである。中心的担い手となる認定農業者はなく、集落内の耕作面積1.0ha以上の中規模水稻栽培農家は5名で、耕作面積は約7.2ha、耕作率は約61.9%である。その他は、小規模の経営体11名で維持されている。また、畑作は約0.2haで、ピーマン、ウド栽培のほかは、自家用野菜の栽培となっている。

令和5年度中に75歳以上になる高齢者は3名で(耕作面積約3.6ha)、75歳未満の耕作者にも今後5～10年先を待たずに現在でもリタイアを考えている耕作者があり、担い手への受け渡しが課題となっている。谷筋で、ほ場の面積が小さく、大規模な農機具を使用できない上、除草作業や水路等の管理に多くの労力を費やすため、他の集落から受け手を探すことが困難であり、集落内の比較的規模の大きい営農者に任せる方法で当面凌いでいくが、現状の営農者の高齢化が進む中、将来的には他地区からの耕作者を探していかなければならないと考えている。

当集落は、一部の谷筋や山際の農地を除いて、今のところ荒廃農地の発生を最小限に抑えているが、高齢化と近年の地域力の低下に伴い維持管理の負担が増えている。また、集落外の所有者の農地が、一部耕作放棄地となっており、これらを解決すべく多面的機能支払交付金事業にも取り組むこととしている。

しかし、元々戸数の少ない集落の上、高齢化や離農者の増加に伴い、未整備地はもちろんのこと、集落で活用すべき農地であっても遊休化が懸念されるところである。

このため持続可能な集落の農地保全に向けて、地域計画の協議を進める。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

奥藤集落の農地利用は、水稻栽培を中心に、主に集落内の耕作面積1.0ha以上の5名とその他7名の営農者が担っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

地域の農地を将来にわたり効率的な活用・保全できるよう、集落内で比較的農業経営規模の大きい営農者を中心に農地の受け手となり、集積・集約を進めていくとともに、中心経営体の誘致にも取り組む。
また、小規模の営農者が、できるだけ長い間ほ場の耕作を維持・継続できるよう、適切に補助事業等を活用して集落全体で農業環境の維持管理についてサポートできる体制を確立する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

別紙2

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

現状では、中心経営体への集約化は困難と考えており、目標を設定できないが、将来的には集落外の担い手の受入れに取り組み、可能な限り農地の集積・集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積・集団化の取組

現状では、中心経営体への集積・集約化は困難と考えている。
しかし、将来を見据え、集落外の担い手の受入れに取り組むとともに、所有者は農地の入替えに協力して、農地の集積・集約化を進めていくように努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農地中間管理事業を活用して、地域外からの担い手農家の受け入れを行っていき、地域との連携強化を図りながらよりよい営農環境を整えていく。

(3) 基盤整備事業への取組

既に取り組むべき農地は、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

特に考えていない。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農業支援サービス事業者がないため、集落内の営農者が作業を一部受託している。
今後も、現状の受委託の方法で取り組んでいく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策の取組方針

鹿・猪等鳥獣害対策として金網柵等の設置しているが、劣化してきており、適切な補助事業を活用しながら、更新していく。

⑦保全・管理等の取組方針

多面的機能支払交付金事業に取り組む、適正な農用地の維持管理を図る。

⑧農業用施設の取組方針

集落内の現状の協力体制をできるだけ長く維持していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

別紙3

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)	人
-------------	---------------	---

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

1 地域における農業の将来の在り方

別紙 1

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	11.67 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	11.67 ha
② 田の面積	10.07 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	1.59 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.04 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	4.04 ha
（参考）区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	3.82 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.00 ha

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

別紙 2

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	0.0%
将来の目標とする集積率	12.4%

別紙 3

[illegible]

但東町奥藤区 目標地図

